

# 死亡した方の準確定申告をする場合の記載例②

申告をする必要のある所得が不動産所得のみである方が死亡した場合  
(相続人や包括受遺者が2人以上で、代表者の指定なし)

## 【第一表】

手順1  
7ページ  
参照

種類欄の該当する  
項目の文字を○で  
囲みます。

手順2  
8ページ  
参照

手順3  
13ページ  
参照

〇〇 税務署長 平成 30 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B FA0124

住所: 〇〇市△△町X-XX-X  
フリガナ: コクセイ タロウ  
氏名: 被相続人 国税太郎  
性別: 男 職業: 不動産賃貸業  
生年月日: 360801 電話番号: XX-XXXX-XXXX

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税	計算	その他	延滞納の出	区分
事業業等 ①	事業業等 ①	雑損控除 ⑩	課税される所得金額 ②⑥	配当控除 ⑳	青色申告特別控除額 ⑤①	申告期限までに納付する金額 ⑤⑦	A B C D E F G H I J K
不動産 ②	不動産 ③	医療費控除 ⑪	①-④又は第三表上の⑤に対する税額又は第三表の⑥	外国税額控除 ㉓	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑤	申告期限までに納付する金額 ⑤⑦	L M N O P Q R S T U V W X Y Z
配当 ④	配当 ⑤	社会保険料控除 ⑫	復興特別所得税額 ④①	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ④②	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ④③	延滞納届出額 ⑤⑧	
雑 ⑦	雑 ⑧	生命保険料控除 ⑭	所得税及び復興特別所得税の税額 ④④	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑤	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑥		
総合課税 ⑧	総合課税 ⑨	地震保険料控除 ⑮	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑤	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑥	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑦		
合計 ⑨	合計 ⑩	寄附金控除 ⑯	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑥	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑦	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑧		
所得から差し引かれる金額	所得から差し引かれる金額	配偶者(特別)控除 ⑰	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑦	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑧	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑨		
雑損控除 ⑩	雑損控除 ⑪	寡婦、寡夫控除 ⑱	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑧	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑨	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑩		
医療費控除 ⑪	医療費控除 ⑫	勤労学生、障害者控除 ⑲	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑨	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑩	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑪		
社会保険料控除 ⑫	社会保険料控除 ⑬	配偶者(特別)控除 ⑳	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑩	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑪	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑫		
社会保険料控除 ⑬	社会保険料控除 ⑭	扶養控除 ㉑	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑪	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑫	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑬		
生命保険料控除 ⑭	生命保険料控除 ⑮	基礎控除 ㉒	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑫	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑬	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑭		
地震保険料控除 ⑮	地震保険料控除 ⑯	合計 ㉓	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑬	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑭	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑮		
寄附金控除 ⑯	寄附金控除 ⑰	合計 ㉔	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑭	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑮	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑯		
配偶者(特別)控除 ⑰	配偶者(特別)控除 ⑱	合計 ㉕	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑮	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑯	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑰		
寡婦、寡夫控除 ⑱	寡婦、寡夫控除 ㉑	合計 ㉖	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑯	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑰	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑱		
勤労学生、障害者控除 ㉑	勤労学生、障害者控除 ㉒	合計 ㉗	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑰	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑱	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑲		
配偶者(特別)控除 ㉒	配偶者(特別)控除 ㉓	合計 ㉘	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑱	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑲	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑳		
扶養控除 ㉓	扶養控除 ㉔	合計 ㉙	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑲	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④⑳	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④㉑		
基礎控除 ㉔	基礎控除 ㉕	合計 ㉚	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑲	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④㉑	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④㉒		
合計 ㉕	合計 ㉖	合計 ㉛	所得税及び復興特別所得税の税額 ④⑲	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④㉑	所得税及び復興特別所得税の申告納付税額 ④㉓		

「準確定」と記入します。

明治・「1」  
大正・「2」  
昭和・「3」  
平成・「4」

手順4  
21ページ  
参照

○黒字の場合…  
100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)を記入します。  
○赤字の場合…  
金額の頭に「△」又は「-」をつけてそのままの金額を記入します。

手順5  
26ページ  
参照

該当する事項がある方のみ記入します。

手順5  
26ページ  
参照

還付される税金がある方のみ記入します。

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成30年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあげる 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例②

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例③

800000
<del>700000</del>

**【第二表】**

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際金額とは異なります。

「準」の文字を書き足します。

手順1  
7ページ  
参照

平成 30 年分の **準** 確定申告書 B

整理番号: F A 0 0 7 8

住所: 〇〇市△△町X-XX-X  
氏名: 被相続人 国税 太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

雑所得 (公的年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額

特別適用条文等

事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除額)

住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	給付から差し引く
国税 太郎					

事業税

非課税所得など	番号	所得金額	損益過算の特例適用前の不動産所得	前年中の(廃)業開始・廃止月日
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額		650,000		

扶養控除

氏名	個人番号	続柄	生年月日	控除額
国税 良子				38
国税 二郎子				38

手順3  
13ページ  
参照

手順6  
27ページ  
参照

平成30年1月2日以降、平成31年(2019年)1月1日までの間に死亡した方の平成31年(2019年)度の住民税については、納税の義務はありません。

控除対象配偶者、同一生計配偶者や扶養親族などのマイナンバー(個人番号)も記入する必要があります。

**【ご注意】**

- ◎ 給与所得者や公的年金等の雑所得のある方は、支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票(原本)」や「公的年金等の源泉徴収票(原本)」を添付書類台紙に貼付して、確定申告書と一緒に提出してください。
- ◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を確定申告書と一緒に提出してください。

(参考)【死亡した者の平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表】

死亡した者の平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表  
(兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等 (〒XXX-XXXX)			
住所 00市△△町X-XX-X	フリガナ コクゼイタク 国税太郎	氏名 コクゼイタク 国税太郎	死亡年月日 平成30年12月3日
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金 [所得税及び復興特別 所得税の第3期分の税額] [還付される税金のときは額 部に△印を付けてください。]		13,100円…A	
3 相続人等の代表者の指定 [代表者を指定されるときは、右にその代表 者の氏名を書いてください。] 相続人等 の代表者の氏名			
4 限定承認の有無 [相続人等が限定承認をしているときは、右の 「限定承認」の文字を○で囲んでください。]			
5 (1) 住所 (〒XXX-XXXX) (〒XXX-XXXX) (〒XXX-XXXX) (〒 - )			
(2) 氏名 フリガナ コクゼイヨコ (国税) コクゼイタク (国税) コクゼイジウ (国税) (国税)			
(3) 個人番号			
(4) 職業及び被相続人との続			
(5) 生年月日 39年7月20日 39年3月10日 4年6月1日			
(6) 電話番号 XX-XXXX-XXXX XX-XXXX-XXXX XX-XXXX-XXXX			
(7) 相続分…B (法定)指定 1/2 (法定)指定 1/4 (法定)指定 1/4			
(8) 相続財産の価額 35,000,000円 17,500,000円 17,500,000円			
6 納める税金等			
7 選付される税金の受取場所			

(平成二十九年分以降適用) この付表は、申告書と一緒に提出してください。

全ての相続人や  
包括受贈者の個人  
番号を記入し  
ます。

作成に当たっての留意事項

- この申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日（例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日）までに提出してください。
- 相続人等が2人以上いる場合には、確定申告書と「死亡した者の平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の付表」を併せて提出してください。この場合、使用する確定申告書と付表は、それぞれ相続人等を通じて1枚で足りません。  
なお、あなたの個人番号を他の相続人等が閲覧できる状態になることを防止するために、他の相続人等と一緒に申告せず、他の相続人等とは別に確定申告書と付表を提出することも可能です。
- 相続人等が1人の場合には、付表の提出を省略して差し支えありません。（作成は「(12) 死亡した方の準確定申告をする場合の記載例①」を参照してください。）

◆ 個人番号の記入等について

- 平成 30 年分準確定申告に当たっては、①全ての相続人等の個人番号の記入及び②全ての相続人等に係る本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。  
相続人等が1人の場合の個人番号の記入方法については、「(12) 死亡した方の準確定申告をする場合の記載例①」を参照してください。  
また、本人確認の詳細については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」(<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>)をご覧ください。
- 申告書の控えを作成される場合は、その控えに相続人等の個人番号を記入していただく必要はありません。  
なお、申告書の控えは複写式になっており、記入していただいた個人番号が控えに複写される場合がありますので、その控えを使用する場合には、複写された個人番号をマスキングするなどの対応をお願いいたします。

(参考)【青色申告決算書(不動産所得用)】

F A O 2 2 3

平成 30 年分所得税青色申告決算書(不動産所得用)

住所	〇〇市△△町X-XX-X	フリガナ氏名	親相純人 90歳 父親 太郎	事務所所在地	
職業	不動産貸付業	電話番号	XX-XXXX-XXXX	依頼税理士等氏名(名称)	
				電話番号	

平成 30 年 3 月 31 日

損益計算書(自 1 月 1 日至 12 月 31 日)

提出用  
平成二十五年分以降用

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
取 入 金 額		必 要 経 費	
貸 貸 料 ①	72777500	⑬	
礼金・権利金料 ②	6700000	⑭	
計 ④	72787500	⑮	
必 要 経 費		⑯	
租 税 公 課 ⑤	2400500	その 他 の 経 費 ⑰	727883
損 害 保 険 料 ⑥	200400	費 ⑱	7803000
修 繕 費 ⑦	499700	差 引 金 額 (④-⑳)	4984500
減 価 償 却 費 ⑧	3200715	専 従 者 給 与 ⑳	
借 入 金 利 子 ⑨	1375002	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑱-㉑)	4984500
地 代 家 賃 ⑩		青 色 申 告 (65万円又は10万円) 特 別 控 除 額 (㉒)	6500000
給 料 賃 金 ⑪		所 得 金 額 (㉑-㉒)	4334500
⑫		土 地 等 を 取 得 す る た め に 要 し た 負 債 の 利 子 の 額	

●下の欄には、書かないでください。

⑳	
㉑	

青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

㉑欄が赤字の人で必要経費に算入した金額のうち土地等を取得するために要した負債の利子の額がある人は、その負債の利子の額を書いてください。

- ※ ㉑欄が赤字の方で、「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した場合には、それぞれ次に掲げる区分に応じた金額を③欄に記入します。  
この場合には、記入する金額の頭部に「Ⓣ」と表示してください。
- 土地等を取得するために要した負債の利子の額が、不動産所得の赤字を超える場合・・・「0」
  - 土地等を取得するために要した負債の利子の額が、不動産所得の赤字を超えない場合・・・その赤字のうち、その負債の利子の額に相当する金額を除いた赤字の金額

青色申告特別控除について

- (1) **65万円の青色申告特別控除**……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（現金主義による方を除きます。）で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従って記帳している方は、貸借対照表を損益計算書とともに期限内に提出する確定申告書に添付する場合には、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- 65万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 65万円を超える場合は…65万円

※ 事業として行われない不動産の貸し付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65万円の青色申告特別控除は適用されません。

- (2) **10万円の青色申告特別控除**……(1)の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- 10万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 10万円を超える場合は…10万円

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。